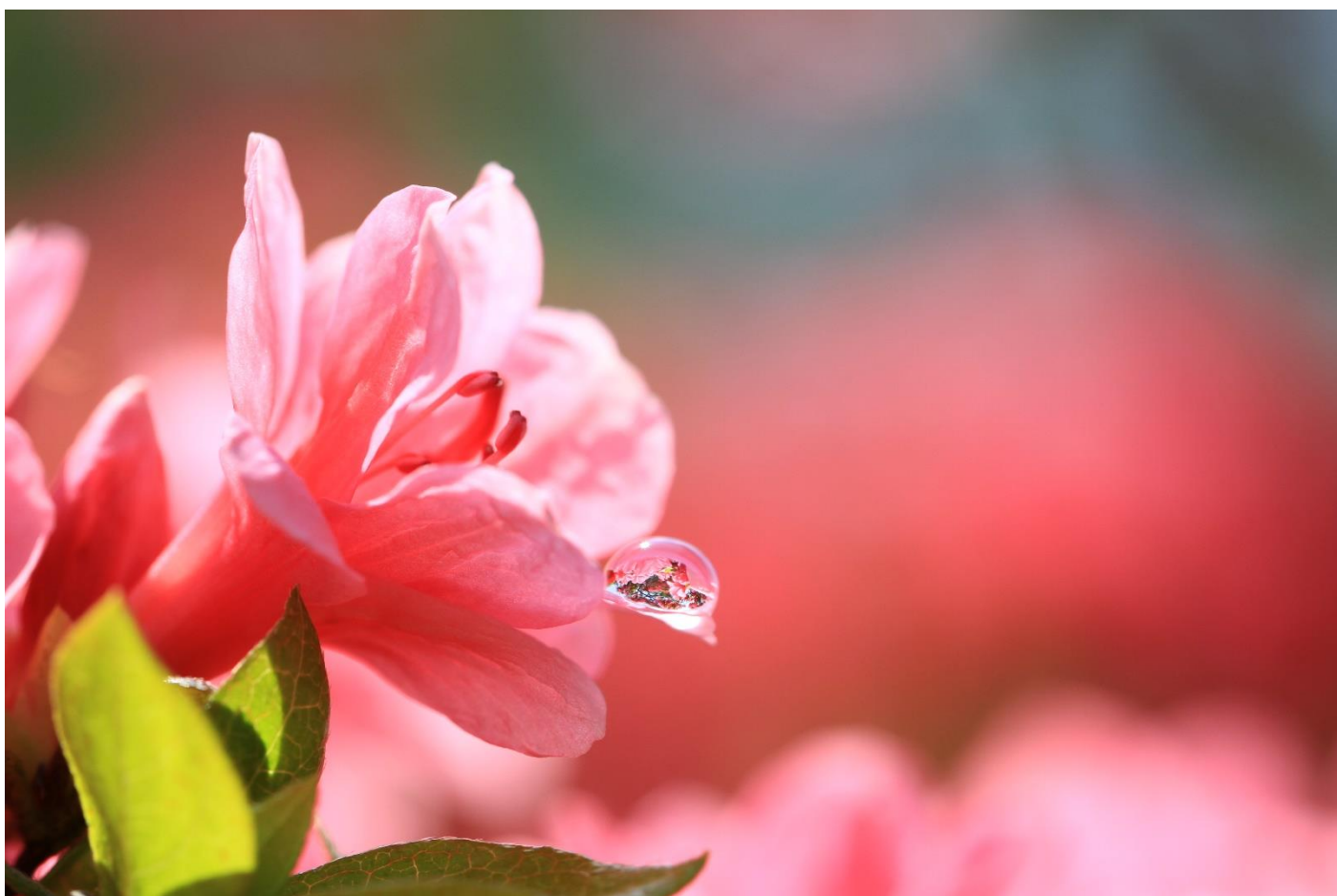


葉山町自殺対策計画

令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度



誰も自殺に追い込まれることのない

葉山町で暮らそう

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 計画策定の背景	5
1 自殺をめぐる現状	5
(1) 自殺者数と自殺死亡率	5
(2) 性別・年代別に見た自殺者の傾向	8
(3) 原因・動機別に見た自殺者の傾向	10
(4) 葉山町の若年層の状況	10
2 葉山町の自殺者の特徴	11
第3章 自殺対策の基本理念・基本方針	13
第4章 自殺対策の施策	14
施策1 こころの健康づくり	15
1 施策の展開の視点	15
2 具体的な取組み	15
施策2 生きることを支える支援	17
1 施策の展開の視点	17
2 具体的な取組み	17

施策3 相談支援の充実	20
1 施策の展開の視点	20
2 具体的な取組み	20
施策4 関係機関の連携	22
1 施策の展開の視点	22
2 具体的な取組み	22
施策5 自殺対策に対する普及啓発	24
1 施策の展開の視点	24
2 具体的な取組み	24
第5章 自殺対策の推進体制と進行管理	26
1 推進体制	26
2 進行管理	26
3 施策の目標値	26
参考資料	29

第 1 章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺の原因は様々であり、総合的な対策が必要とされることから、国において平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、翌年に対策の取組方針を定めた自殺総合対策大綱が策定されて以降、神奈川県においては平成 18 年度に自殺対策に係る庁内会議が設置され、翌年度には様々な分野の関係機関・団体により構成される「かながわ自殺対策会議」が政令市と共同で設置されました。また、平成 23 年 3 月には「かながわ自殺総合対策指針」が策定、平成 30 年には同指針に代わって「かながわ自殺対策計画（第 1 期）」が策定されました。

葉山町においては、平成 31 年 3 月「葉山町自殺対策計画」を策定し、総合的かつ効果的に自殺対策が推進されるよう、町民の方々と共に取り組んできました。

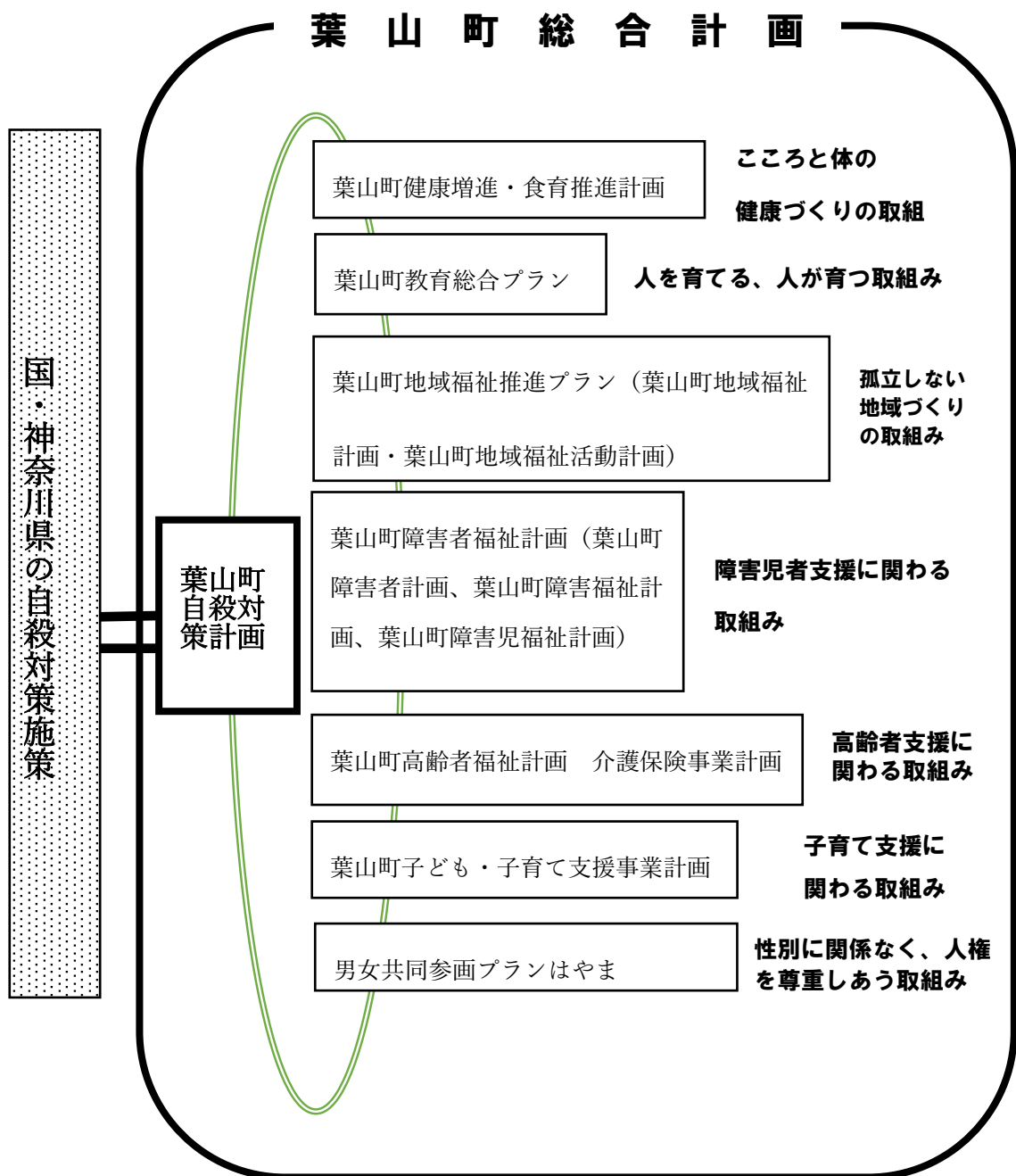
このように国、県、市町村が自殺対策を総合的に推進した結果、自殺対策は大きく前進し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少しました。しかし、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、さらに令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は 11 年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和 2 年には過去最多、令和 3 年には過去 2 番目の水準になっています。このような非常事態はまだまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。

こうした中、国では「自殺総合対策大綱」の見直しを行い、令和 4 年 10 月に閣議決定されたところです。この新たな大綱では、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことを受けて「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援強化」や「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」を今後 5 年間で取り組むべき施策として新たに位置づけました。また、神奈川県でも令和 5 年 3 月に「かながわ自殺対策計画」が改定されています。

このたび葉山町では、「葉山町自殺対策計画（平成 31 年度～2023 年度）」の計画期間が満了することから、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、かながわ自殺対策計画の趣旨を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない、社会の実現」をめざし、葉山町の自殺対策を引き続き総合的かつ効果的に推進するため「葉山町自殺対策計画」を改定しました。

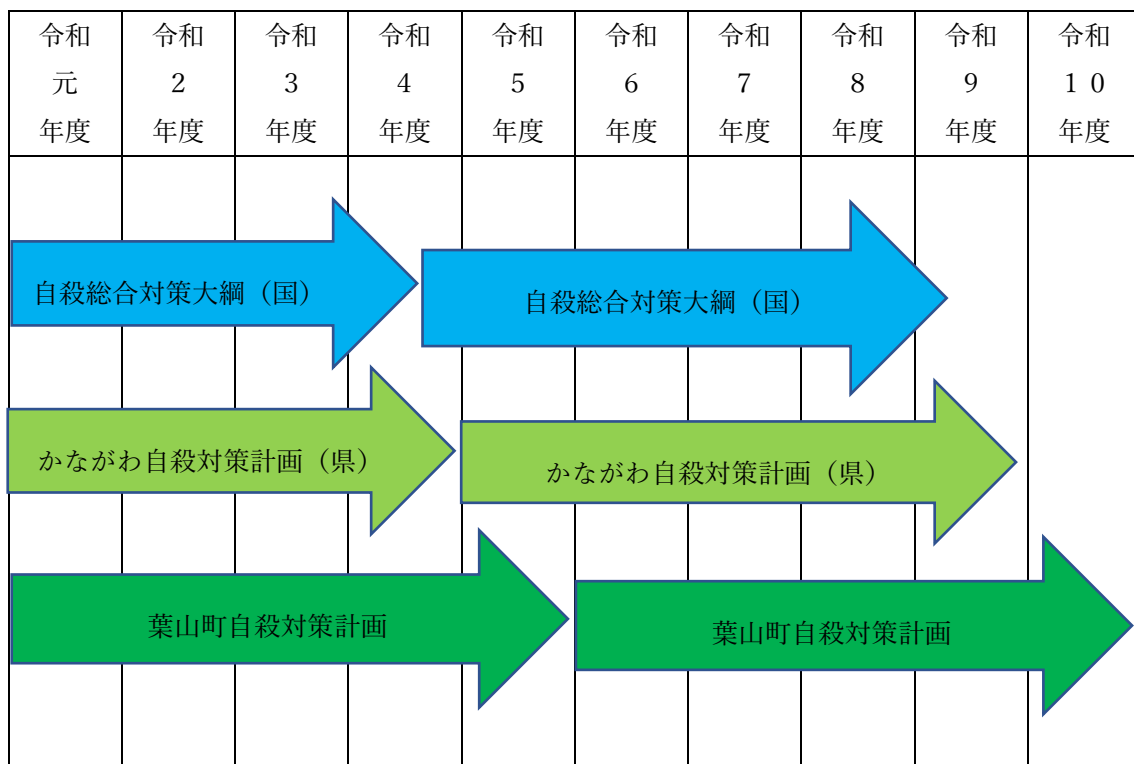
2 計画の性格と位置づけ

本計画は、自殺対策基本法に基づく法定計画である市町村の「自殺対策計画」であり、自殺対策施策の推進にあたり、基本理念及び基本方針を示し、今後の自殺対策施策の方向性を明確にしています。また、計画策定にあたっては、葉山町総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、自殺対策に関連する諸計画と相互に連携し、葉山町全体で自殺対策に取り組む計画とします。



3 計画の期間

市町村の自殺対策計画は、国の定める自殺総合対策大綱と県の定める自殺対策計画を勘案して定めることとされています。令和4年10月に見直された自殺総合対策大綱が概ね5年間で見直しが行われること、また、神奈川県が定めた「かながわ自殺対策計画」の計画の期間が令和5年度から令和9年度の5年間であることを踏まえ、本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

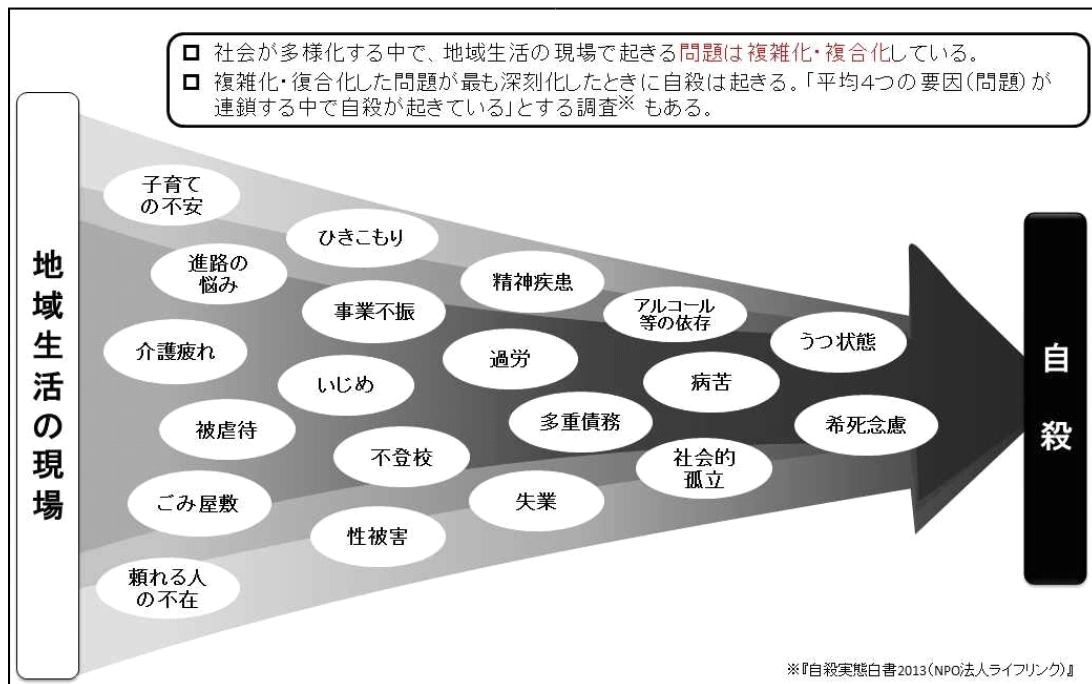


なぜ社会全体で自殺対策に取り組むのか？

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。我が国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しているのです。

自殺の危機要因イメージ図



第2章 計画策定の背景

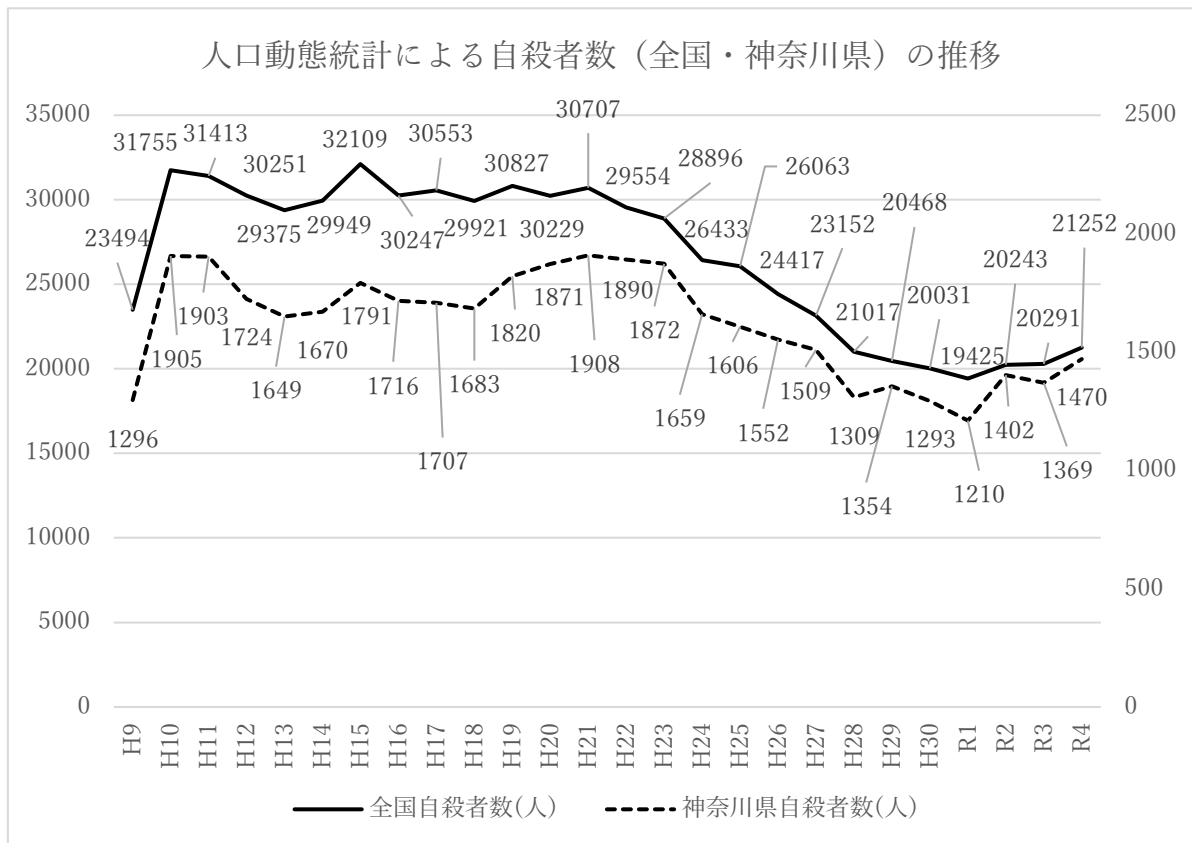
1 自殺をめぐる現状

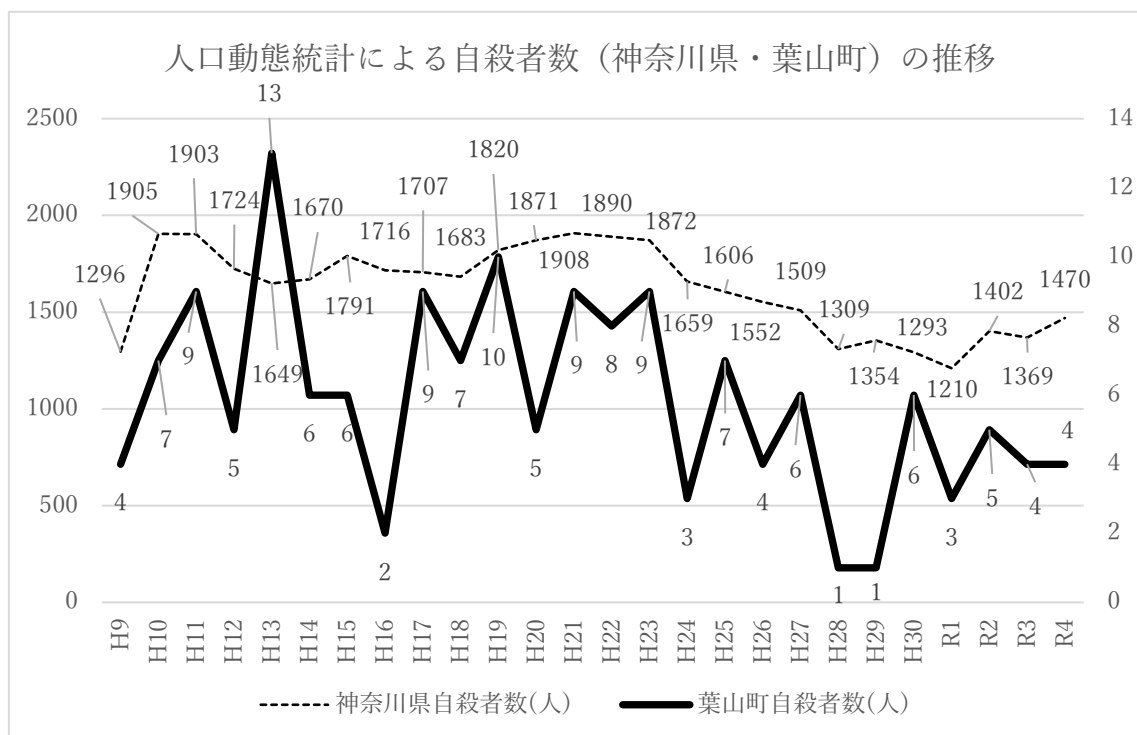
自殺に関する統計は、主に厚生労働省「人口動態統計」（以下、「人口動態統計」という。）と警察庁「自殺統計」（以下、「警察庁自殺統計」という。）があり、いずれの統計も1月から12月の期間で集計を行います。

人口動態統計は、日本における日本人を対象としており、死亡時点の住所地を基に計上されています。

一方、警察庁自殺統計は、日本における外国人も含めた総人口を対象としており、自殺死体発見時点の発見地を基に計上しているため、自殺者数や自殺死亡率の数値に違いがあります。人口の少ない葉山町においては、二つの統計を併用した場合には自殺者数・自殺死亡率に大きな差が生じるため、本計画では主に厚生労働省の統計を用いています。

（1）自殺者数と自殺死亡率





全国の自殺者数は、平成10年に金融機関の破綻等による影響で急増して以降、毎年約3万人台で推移してきましたが、平成22年から3万人を下回り、平成23年以降も減少傾向を続け、令和元年には2万人を下回りました。

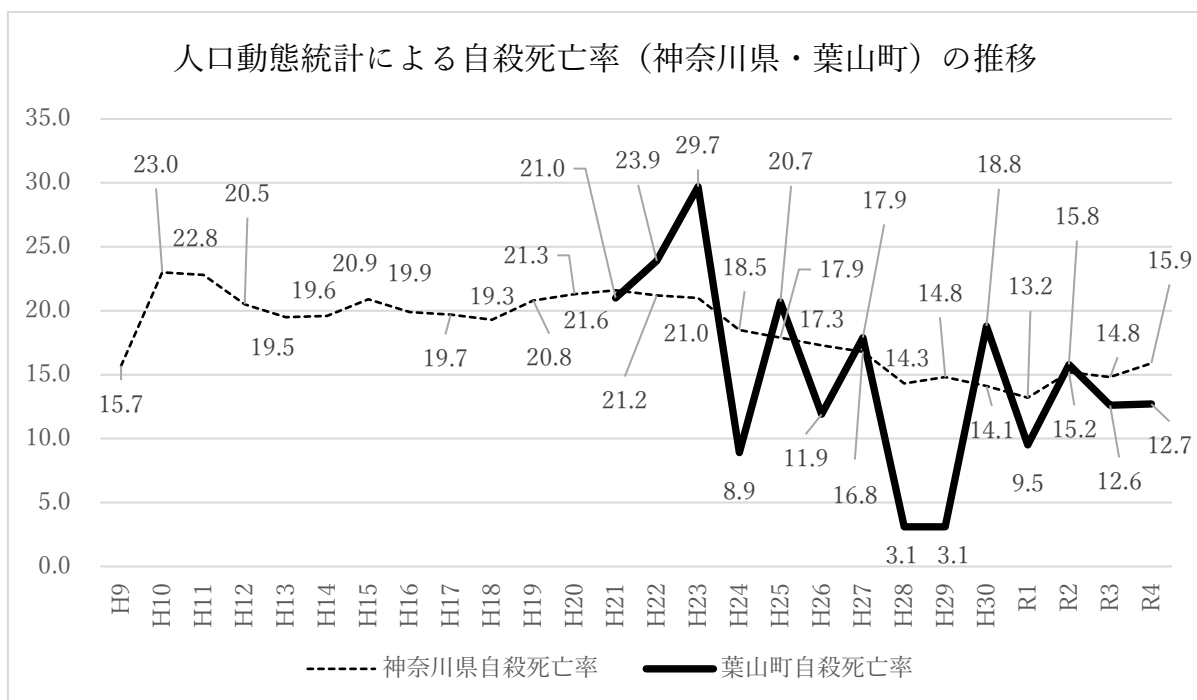
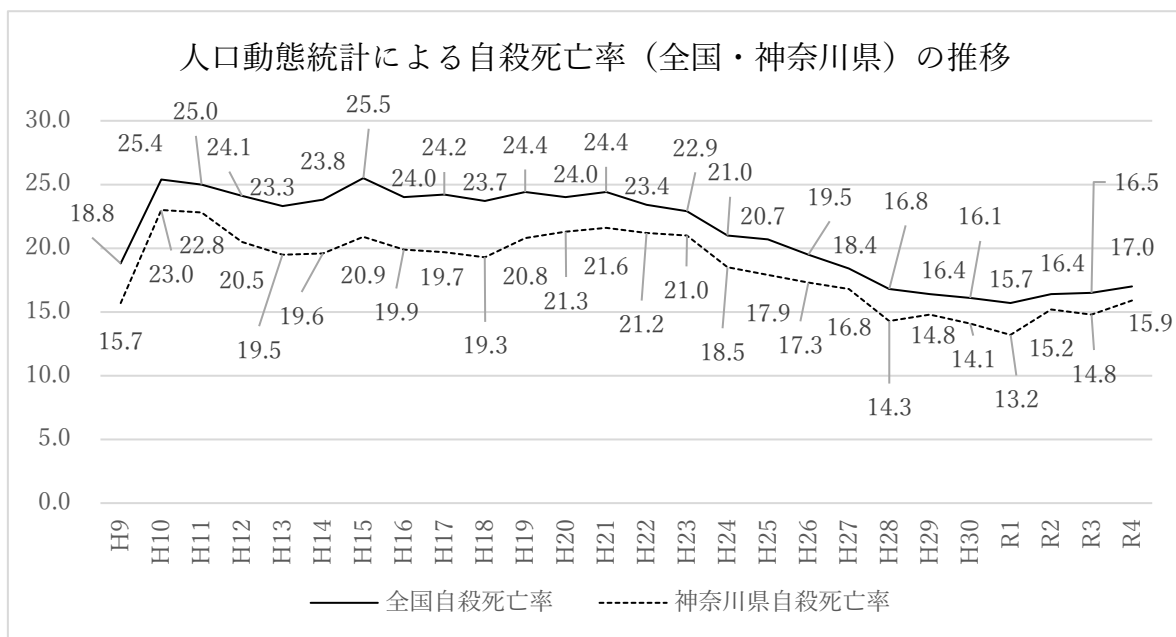
しかし、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年に再び2万人台に増加し、令和4年は21,252人となっています。

神奈川県の自殺者数も同様に、平成10年に急増した後、平成24年からは減少傾向が続き、令和元年には1,200人台にまで減少しましたが、令和2年には再び1,400人台に増加し、令和4年には1,470人となっています。

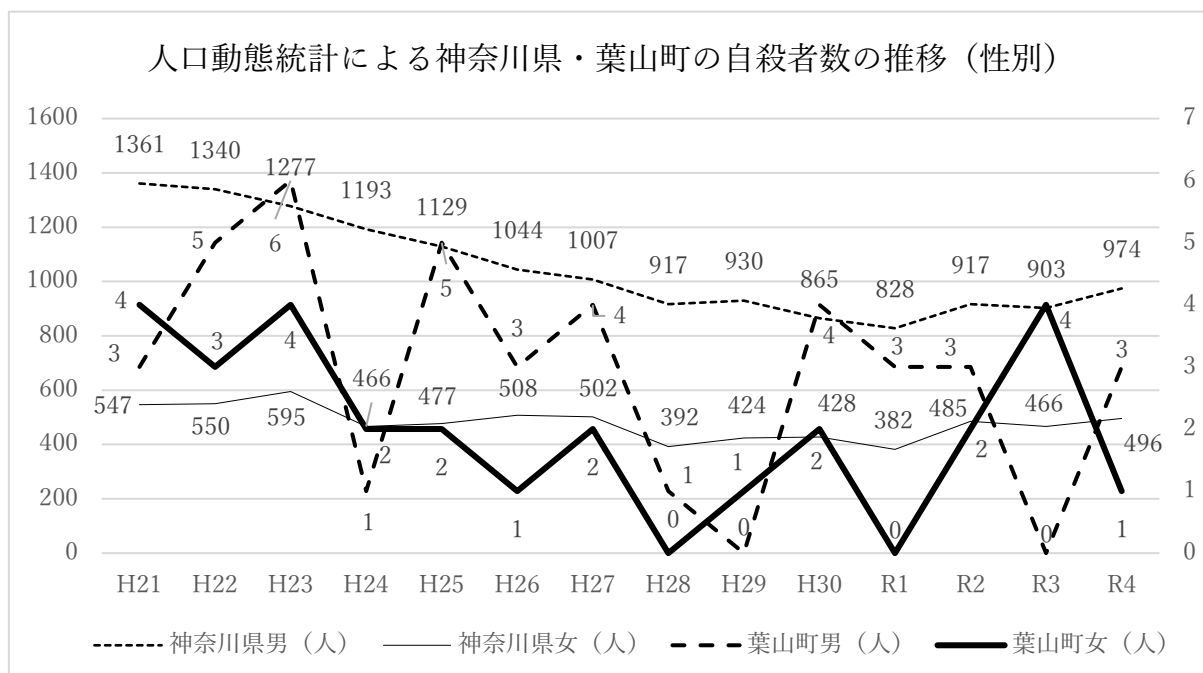
葉山町の自殺者数は、増減はあるものの、令和4年は4人でした。

自殺死亡率は、その年の、人口 10 万人あたりの自殺者数を示した数です。それぞれ、人口規模が異なる都道府県、市町村で自殺対策を検討する際、自殺者数では比較が難しいため、基準を人口 10 万人に等しくして、どのくらいの自殺者がいるかの指標となっています。

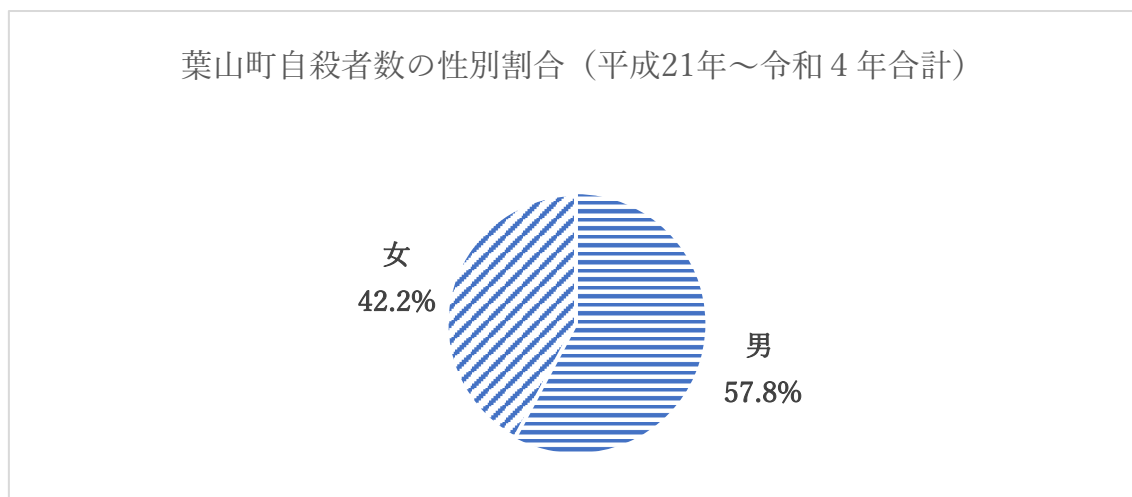
令和 4 年の全国の自殺死亡率は 17.0 ですが、神奈川県は 15.9 で、葉山町は 12.7 になっています。自殺者数と同じく、国、県は令和 2 年以降増加しており、予断を許さない状況です。



(2) 性別・年代別に見た自殺者の傾向

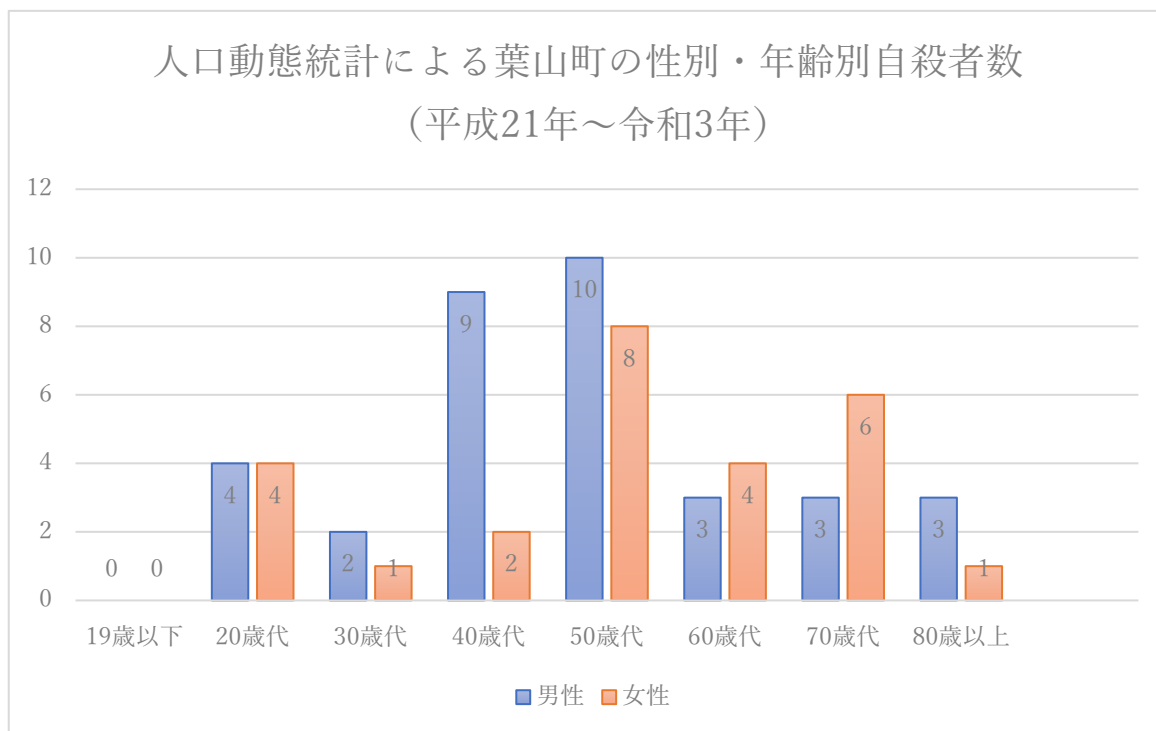


自殺者を性別で比較すると、全国や神奈川県は女性より、男性の自殺者が多い状況です。葉山町は年ごとに差はありますが、平成21年から令和4年までの14年間をみると、女性より男性が多い状況です。



出典：厚生労働省 人口動態統計

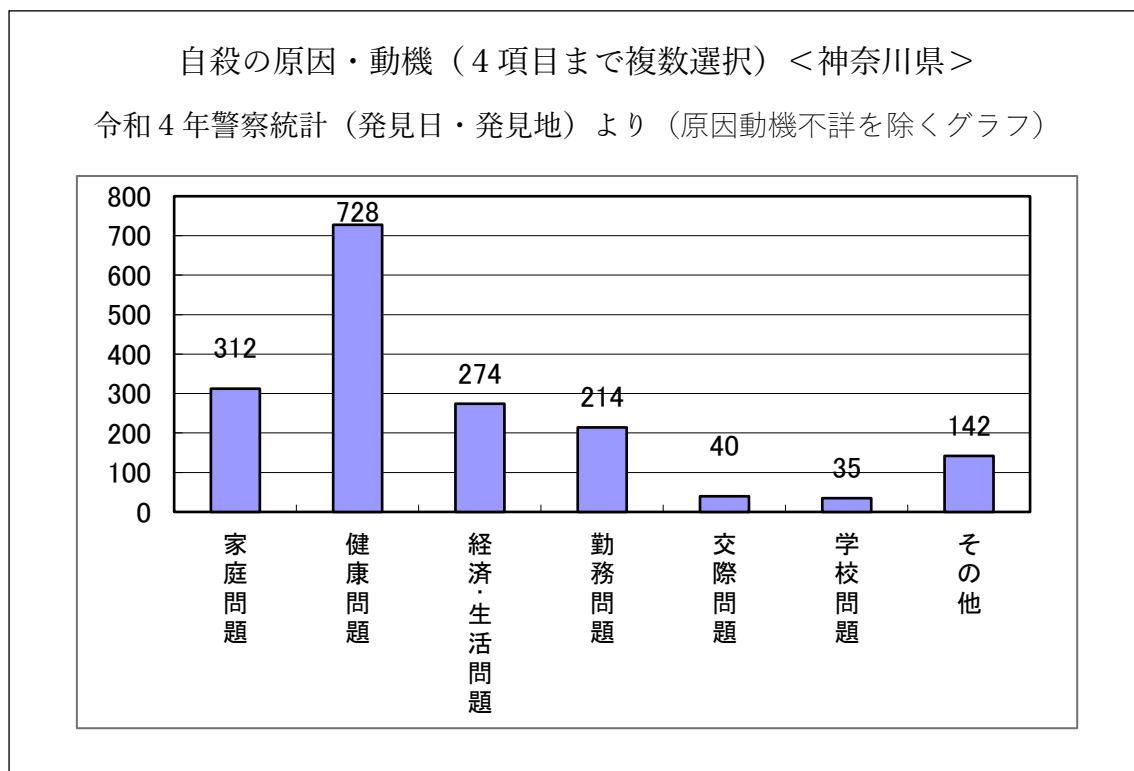
葉山町の自殺者数を性別、年代別で比較すると、男性は 20 歳代、40 歳代、50 歳代の自殺者が多いことが分かります。女性は、20 歳代、50 歳代、60 歳代、70 歳代の自殺者が多いことが分かります。ただし、若年層は人口が少ないため、男性と女性の 20 歳代には注意が必要です。



※令和 4 年の葉山町の年齢別自殺者数は本計画策定時点でまだ不明なため、令和 3 年までのデータでグラフを作成しています。

（３）原因・動機別に見た自殺者の傾向

神奈川県の子殺の原因・動機は「不詳」を除くと、最も多いのは「健康問題」で、「家庭問題」、「経済・生活問題（生活苦・失業など）」、「勤務問題」の順になっています。葉山町は自殺者数が少ないため、原因・動機の内訳については公表されていませんが、神奈川県のデータを参考に自殺対策を考える必要があります。



（４）葉山町の若年層の状況

葉山町では平成 21 年から令和 3 年まで、19 歳以下の自殺者数は 0 人、20 歳代の自殺者が 8 人となっています。20 歳代の年齢別人口が少ない中で、8 人の自殺者がいることは、大きな問題です。若年層に向けての自殺対策が課題となっています。

2 葉山町の自殺者の特徴

令和4年の自殺死亡率から葉山町の特徴を考えると、全国の17.0、神奈川県の15.9と比較し、葉山町は12.7と、全国や県に比べ低くなっています。しかし、葉山町の近年の傾向では、平成29年以降自殺率がやや増加しており、予断を許さない状況です。

いのち支える自殺対策推進センター（厚生労働大臣指定の自殺対策調査研究等法人）の統計分析では、葉山町の平成29年から令和3年までの5年間における14人の自殺者の性・年代別等の特性から、「高齢者」「勤務・経営者」に対して重点的に取り組む必要があるとされています。しかし、葉山町における自殺者数は人数としては少ないため、この分析結果のみで葉山町の自殺者の傾向を読みとることは難しい状況にあります。

葉山町としては、高齢者や勤務・経営者のみならず、全ての世代において自殺に追い込まれないような地域づくりを引き続き実施していく必要があると考えます。また、若年層の自殺者も少なからずいることから、若年層への自殺対策を更に推進していきます。

今回の改定において、前回の計画の取組みを引継ぎながら、第4章の施策の柱に「生きることを支える支援」を追加しました。町民一人ひとりの生活を守り、生きづらさを抱える人へ「生きることを支える支援」を届けられるよう葉山町全体で取り組んでいきます。



神奈川県自殺対策共通ロゴ・キャラクター

【参考】『自殺の実態』自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」である

自殺は、人が自ら命を絶つ「瞬間的な行為」としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれる「プロセス」として捉える必要があります。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまったりする過程とみることができるからです。

自殺行動に至った人の直前の行動の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、自殺はその多くが「追い込まれた末の死」といえます。

<参照 いのち支える自殺対策推進センター>

「自殺の危機経路」事例

「→」=連鎖、「+」=併発

失業者

- ① 失業 → 生活苦 → 多重債務 → うつ状態 → 自殺
- ② 連帯保証債務 → 倒産 → 離婚の悩み + 将来生活への不安 → 自殺
- ③ 犯罪被害（性的暴行など） → 精神疾患 → 失業 + 失恋 → 自殺

労働者

- ① 配置転換 → 過労 + 職場の人間関係 → うつ状態 → 自殺
- ② 昇進 → 過労 → 仕事の失敗 → 職場の人間関係 → 自殺
- ③ 職場のいじめ → うつ病 → 自殺

自営者

- ① 事業不振 → 生活苦 → 多重債務 → うつ状態 → 自殺
- ② 介護疲れ → 事業不振 → 過労 → 身体疾患 + うつ状態 → 自殺
- ③ 解雇 → 再就職失敗 → やむを得ず起業 → 事業不振 → 多重債務 → 生活苦 → 自殺

主婦など (就業経験のない無職者)

- ① 子育ての悩み → 夫婦間の不和 → うつ状態 → 自殺
- ② DV → うつ病 + 離婚の悩み → 生活苦 → 多重債務 → 自殺
- ③ 身体疾患 + 家族の死 → 将来生活への不安 → 自殺

学生

- ① いじめ → 自殺
- ② 親子間の不和 → ひきこもり → うつ状態 → 将来生活への不安 → 自殺

NPO法人ライフリンク「自殺実態1000人調査」を改編

第3章 自殺対策の基本理念・基本方針

葉山町では、自殺の実態を踏まえ、基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない、葉山町で暮らそう」とし、全庁的連携のもと、関係機関・団体と連携を図りながら、地域と手を取り合い、自殺対策を推進していきます。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない、葉山町で暮らそう

基本方針

- 生きることの包括的な支援として、一人ひとりの生活を守るという姿勢で自殺対策を展開する。
- 「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行う。
- 自殺対策となり得る情報提供と普及啓発を継続して行い、相談につながりやすい環境を整える。

数値目標 葉山町の自殺者数が5年間を通して0人

第4章 自殺対策の施策

葉山町では、町の自殺の実態や、町の基本理念、基本方針に則り、5つの施策の柱により、計画を推進します。

葉山町の自殺対策 5つの施策の柱

- 施策1 こころの健康づくり
- 施策2 生きることを支える支援
- 施策3 相談支援の充実
- 施策4 関係機関の連携
- 施策5 自殺対策に対する普及啓発

【参考】

効果的な自殺対策を行うために

自殺総合対策大綱では、住民の暮らしの場を原点としつつ、3つの有機的連携を推進するとともに、自殺の危険性が低い段階における啓発等から、自殺発生の危機介入、自殺や自殺未遂が生じてしまった後の対応など、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとしています。葉山町もこれに基づき、施策を展開していきます。

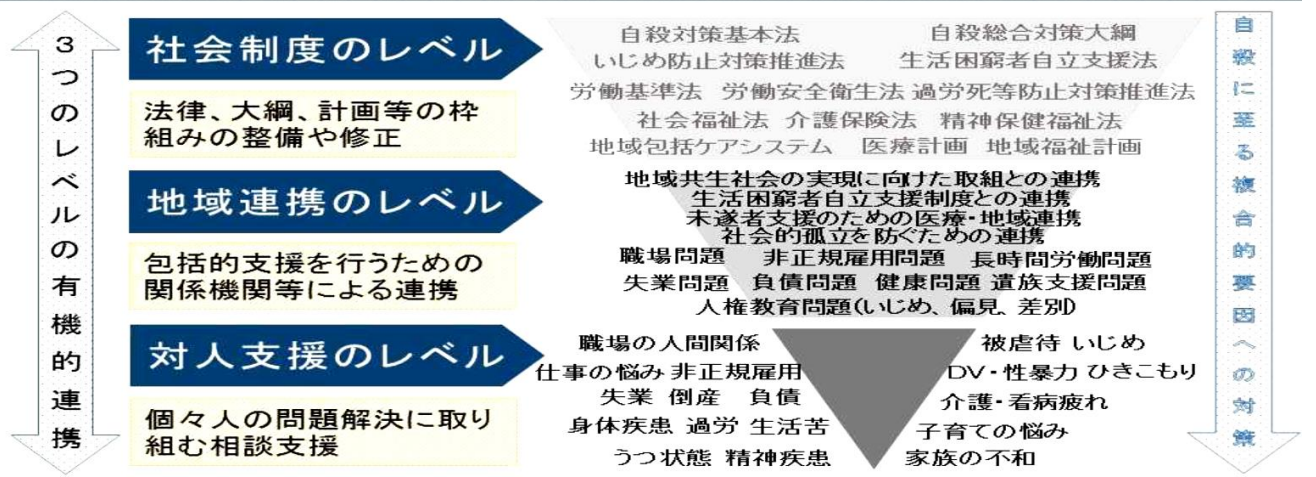
(参照 いのち支える自殺対策推進センター)

三階層自殺対策連動モデル(TISモデル) (Three-Level Model of Interconnecting Suicide Countermeasures)

TISモデル



社会制度、地域連携、対人支援の3つのレベルの有機的連動による、総合的な自殺対策の推進



施策1 こころの健康づくり

1 施策展開の視点

○こころの健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件です。

こころの健康には、個人の資質や能力の他に、身体状況、社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係など、多くの要因が影響し、なかでも、身体の状態とこころは相互に強く関係しています。

○うつ病はこころの病気の代表的なもので、多くの人がかかる可能性を持つ精神疾患であり、自殺のうち、かなりの数はこのうつ病が背景にあると考えられています。こころの健康を維持するための生活やこころの病気への対応を多くの人が理解し、自己と他者のために取り組むことが不可欠であると考えられます。

○こうした状況を踏まえ、自殺対策という観点からも、あらゆる世代や場面において、こころの健康づくりのための取組みを進めていきます。

2 具体的な取組み

(1) 学童期～青年期

- ① 妊娠中から子育て中の保護者とその子どもに対して、母子保健事業を通じて、こころの健康づくりを促します。
- ② 生命尊重や人権教育について、各小中学校における道徳をはじめとする教育活動全体を通じた実践の推進をし、こころの健康づくりについての教育を進めます。
- ③ 学校生活、親子関係に悩む子どもの相談、心理ケアを行い、子どもの精神的なケア、こころの健康づくりを支援します。
- ④ 精神疾患の可能性のある子どもに対し、医療につながるための支援を行います。
- ⑤ 教育相談に関わる学校職員の連絡協議会等において、精神科医師を招いての事例検討を行うことで、医療へのつながり方を含めた具体的な対応について助言を受け、教育活動に生かします。

(2) 成人期～高齢期

- ① 子育てのスタート段階にある養育者に対して、心身の健全育成を目標に、前向きな育児について伝える事業を実施し、養育者のこころの健康づくりを行います。
- ② 子育て中の養育者が産後うつの可能性がある場合、医療につながる支援を行います。
- ③ 成人期から高齢期の年代に対し、健康教室や健康相談を実施し、身体健康づくりと共にこころの健康づくりについても支援します。
- ④ 高齢者が集う地域のサロンなどで講話等を通して、こころの健康づくりを行います。認知症など高齢期の精神疾患について普及啓発を図り、早期受診ができるようはたらきかけます。

(3) 全ての世代

- ① 精神疾患や希死念慮が疑われる人が、適切な医療へつながるよう支援を行います。
- ② 町商工会や鎌倉保健福祉事務所等と連携し、就労している人のうつ病等精神疾患の早期受診の必要性について情報提供を行います。
- ③ 町職員のメンタルヘルスの維持向上に向けた啓発、研修と、専門家による相談等を行います。
- ④ 災害が起こった際には、被災者の心のケア、生活再建等の推進を行います。

取組みに関わる課

子ども育成課、学校教育課、福祉課、町民健康課、総務課

施策２　生きることを支える支援

１　施策展開の視点

- 失業や多重債務、生活困窮、孤立・孤独、虐待、いじめ、介護疲れ、役割喪失感等生きていく上での苦悩を「生きることの阻害要因」と言います。個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」が「生きることの促進要因」を上回った場合に、自殺リスクが高まると言われています。
- 「生きることの促進要因」となるのは、自己肯定感、信頼できる人間関係、居場所がある安心感、相談場所があること、危機を回避する能力を身につけること等があります。
- 生活しやすい葉山町を作るために、「生きることの促進要因」を増やすための施策を推進し、生きづらさを抱える人へ「生きることを支える支援」届けられるよう葉山町全体で取り組んでいきます。

２　具体的な取組み

（１）学童期～青年期

- ① 養育支援短期入所事業において、家庭での養育が一時的に困難になった場合に短期間子どもの預かりをすることで、保護者の育児負担の軽減を図ります。
- ② 不登校児童・生徒の社会的自立や学校復帰を目指し、児童・生徒の基礎学力の補充、集団生活への適応指導及びコミュニケーション能力の向上を図る教育活動を行うため、教育支援センターを運営します。
- ③ 児童・生徒に対し、ＳＯＳの出し方について、教育を行います。
- ④ 小学校高学年を対象にいのちを題材にふれあい体験事業を実施し、児童の自己肯定感を高めます。
- ⑤ 学校では、教師が自殺対策についての理解を深め、日頃の子どもの観察や子どもの自己肯定感を高める取組みの実践を行うとともに、子ども一人ひとりが安心できる居場所づくりに努めます。

- ⑥ あらゆる機会を通じ、支援の手を子どもたちに早期に届けるために、自殺対策の普及啓発を行い、子ども達が学校で起こっている心配事や、友人から相談された深刻な事柄を、教師や周囲の大人に打ち明けられる環境を整えます。
- ⑦ ヤングケアラーについての理解を深めるため、普及啓発を行い、関係機関と連携して支援を行います。
- ⑧ 町民に対して児童虐待予防の周知・啓発活動を行うことで、住民の意識向上を図り、地域で子育てをしている家庭を見守る体制を強化します。

(2) 成人期～高齢期

- ① 生活困窮等の相談において、多重債務や金銭管理の困難さなどが問題となっている場合は、社会福祉協議会や司法書士会等と連携し、包括的な支援を行います。
- ② 失業者や無職の人に対して、神奈川県や近隣自治体と連携した就労支援セミナー等の情報提供を行います。
- ③ 病気や障害があることなどの理由で失業したり、離職を繰り返してしまう人に対して、社会福祉協議会やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、就職への支援や、就職後に職場に定着できるよう支援を行います。
- ④ 長期間ひきこもりの方への相談対応を行い、地域で連携して支援を行い、誰もが安心して生活出来る地域づくりを推進します。

(3) 全ての世代

- ① 誰もが安心して生活できる地域を構築するため、多様性を受け入れる社会の実現等に向けた啓発を行います。
- ② 病気や障害があることで生活に困難を抱えている方やひきこもり、孤独を感じている方へ、生きがいづくりや、外出、仲間づくりの支援を行い、安心して過ごせる地域づくりを推進します。
- ③ 知的障害、身体障害、精神障害、発達障害についての理解を深めるため、普及啓発を行い、誰もが安心して生活できる地域づくりを推進します。

- ④ 町民の居場所となりうる場所や機会を提供し、オンラインも含めた居場所づくりの支援を行います。
- ⑤ 自死遺族や自殺未遂者の支援について検討を行い、必要時は地域で支援する団体等の相談機関を紹介します。
- ⑥ 民生委員・児童委員が地域で生活する方の相談支援を行い、住みやすい地域づくりを推進します。

取組みに関わる課

子ども育成課、学校教育課、福祉課、町民健康課、産業振興課

施策 3 相談支援の充実

1 施策展開の視点

- 自殺をされた人の多くは、過重労働や多重債務、介護や育児、心身の病気、親しい人との死別体験など、様々な状況や社会的問題に直面し追い込まれ、うつ病などの精神疾患にかかっているながら、適切な支援を受けていなかったことがわかっています。
- 自殺に気持ちが傾いている人に共通する特徴として、気持ちに余裕がなくなり、「こころの視野」が非常に狭まり、その結果、考え方が極端になってしまい、自殺することが唯一の解決策だと思い込んでしまいます。しかし、実際には「生きること」と「自殺すること」の間で常に気持ちは揺れ動いていて、なんらかの方法で助けを求めるサインを出していることが多いのです。
- そのサインに周囲の人が気づき、声をかけ、話を聞いて関係機関につなぐことで、自殺に気持ちが傾いている人に対し、早期に関係機関が相談支援を開始することが出来ます。また、各関係機関においても、相談者に対応する際には自殺のサインを見逃さないという視点をもつことで、早期に自殺の危機に気づき、関係機関同士が連携することで支援の充実を図ることが出来ます。

2 具体的な取り組み

(1) 学童期～青年期

- ① 子育てに悩む保護者への相談対応を行い、保護者の育児支援を行います。
- ② いじめや不登校、児童虐待等の問題に早期に対応するため、指導主事による教育相談や、教育研究所相談員による電話相談、対面相談を実施します。
- ③ 子どものひきこもりへの相談対応を行い、家族と本人への支援を行います。
- ④ 学校では、教育相談に関するチラシを配布して周知を図り、児童・生徒や保護者が利用しやすい相談環境を整えます。

(2) 成人期～高齢期

- ① 町民への各種無料相談事業(法律相談、司法書士相談等)を実施し、生活で困っていることが具体的に相談できる様、支援を行います。
- ② 女性相談を実施し、女性が抱えている困り感や問題となっていることの解決に向け、関係機関と連携して支援を行います。
- ③ がんや慢性疾患等の健康相談を実施し、身体面の健康だけでなく、精神的な健康についても相談支援を行います。
- ④ 重複・多剤投与者への取組みにて、身体面の健康だけでなく、精神的な健康についても相談支援を行います。
- ⑤ 町商工会や鎌倉保健福祉事務所等と連携し、就労している人の過重労働、職場環境の改善等についての相談対応を実施します。
- ⑥ 障害のある人は自殺の背景にある危機経路に多く該当しますが、自分から SOS を発信することが困難な人が多いため、障害者に関わる関係機関が個々の障害や生活状態に寄り添った相談支援を行います。

(3) 全ての世代

- ① 配偶者やパートナー、家族からの暴力に関する相談（DV 相談）を実施し、問題の解決に向け、関係機関と連携して支援を行います。
- ② 町の職員や関係機関の職員等がゲートキーパー講座を受講し、自殺予防の視点を持った対応と適切な相談窓口の紹介を心がけます。
- ③ 民生委員・児童委員がゲートキーパーとなり、自殺予防の視点を持って活動を行います。

取組みに関わる課

子ども育成課、学校教育課、町民健康課、福祉課、産業振興課

施策 4 関係機関の連携

1 施策展開の視点

- 生活が多様化している現代においては、相談に訪れる人が抱える問題や生きづらさも多様化、複合化しており、一箇所の相談機関で問題が完結することは難しい状態です。また、複合化している問題については、関係機関同士が相互に連携を強化してこそ、解決の糸口を見出していくことが出来ます。
- そのため、関係機関は普段からお互いの専門に対し理解を示し、更に相談に訪れた人の訴えの背景にある問題について考察し、連携を図る必要があります。

2 具体的な取組み

(1) 学童期～青年期

- ① 精神疾患を持つ妊婦及び保護者が、安心して育児を行えるよう、関係機関と連携して支援を行います。
- ② 養育に支援が必要な家庭については、関係機関が連携して支援を行い、保護者と子どもの安全を守ることに努めます。
- ③ 学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等と連携し、子どもたちが安心・安全に過ごせるように努めます。

(2) 成人期～高齢期

- ① 高齢者の自殺や、介護疲れによる介護者の自殺を防ぐため、地域包括支援センター等、地域の関係機関で連携を強化します。
- ② 納税相談において、対応した町民に自殺に気持ちが傾いている言動や背景がうかがえる場合、関係機関と連携して支援を行います。
- ③ 保険料等の徴収業務において、対応した町民に自殺に気持ちが傾いている言動や背景がうかがえる場合、関係機関と連携して支援を行います。

- ④ ごみの出し方等から、自殺に気持ちが傾いている可能性が高いと思われる町民を回収時に見受けた場合は声かけ等を行い、相談支援につなぎます。

(3) 全ての世代

- ① 消防署に精神疾患についての問い合わせがあった場合、福祉課や鎌倉保健福祉事務所等の相談窓口の紹介を行い、早期対応を図ります。
- ② 自殺未遂者の情報提供が本人もしくは関係機関からあった場合、速やかに相談を行い、自殺未遂に至った経緯や社会的状況を聞き取り、本人の安全確保について支援します。
- ③ 庁内の電話対応や窓口対応（死亡届の提出や医療費の手続き、生活困窮の相談等）にて自殺に気持ちが傾いている発言があった場合は、話を傾聴し、関係機関と連携して相談支援を開始します。
- ④ いじめ、不登校、多重債務、失業、生活困窮、介護疲れ、うつ病、慢性疾患、日本に慣れない外国人、及び性的マイノリティなど、自殺リスク要因が高い人からの相談は、それぞれについて専門関係職種と連携を図り相談支援を行います。
- ⑤ 鎌倉保健福祉事務所が実施する自殺未遂者の面接相談と連携し、救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対し、かかりつけ医と精神科医、必要に応じて社会福祉士や司法書士など専門職種や関係機関が連携し、相談支援を行います。

取組みに関わる課

子ども育成課、学校教育課、福祉課、町民健康課、税務課、クリーンセンター、消防署

住民に係わる全課

施策 5 自殺対策に対する普及啓発

1 施策展開の視点

- 自殺対策においては、自殺や精神疾患に対する誤解の解消、自殺と精神疾患との関係の理解の浸透、及び自殺につながる様々な問題や自殺の兆候に本人や周囲の者が気付いたときの適切な対応の仕方の普及啓発が重要であると考えられます。
- また、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱では、自殺対策に関する普及啓発や、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上について、地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとするされています。
- これらを踏まえ、町民一人ひとりの自殺対策に関する理解が深まり、また、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応や、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応が図られるよう、あらゆる世代やあらゆる場面で自殺対策に対する普及啓発に取り組みます。

2 具体的な取組み

(1) 学童期～青年期

- ① 生命尊重や人権教育について、各小中学校における道徳をはじめとする教育活動全体を通じた実践の推進のために、学校教職員への研修及び関係者への普及啓発を行います。

(2) 成人期～高齢期

- ① 就労している人やその家族に対し、町商工会や鎌倉保健福祉事務所等関係機関と連携し、悩みを相談しやすい職場の環境づくりに努めるとともに、講演会の実施等を通じて、メンタルヘルスの普及啓発に努めます。

(3) 全ての世代

- ① 住民や関係者を対象にゲートキーパー養成講座を実施し、家族、友人など、住民同士で支えあう体制づくりを図ります。
- ② 精神疾患への正しい理解について普及啓発を行い、町民が必要に応じて早期に受診できるよう支援を行います。

- ③ ICT 活用事業と連携し、困ったときの相談先やこころの健康づくりに関する情報を発信します。
- ④ 自殺対策に関する講演会を実施して普及啓発を図ることで、地域全体で自殺対策に取り組む意識を培います。
- ⑤ 自殺予防週間や自殺対策月間などのキャンペーンにおいて、自殺対策の普及啓発を広く、継続的に行います。
- ⑥ 広報葉山や町ホームページなどで自殺対策をテーマとした記事を作成し、普及啓発を図ります。

取組みに関わる課

子ども育成課、学校教育課、福祉課、町民健康課、政策課

第5章 自殺対策の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を推進するため庁内連携を図り、町民の皆様とともに、町全体で自殺対策に取り組めます。また、神奈川県、鎌倉保健福祉事務所、近隣市等の様々な関係機関と情報共有や連携強化を図ることによって、施策の展開やPDCAサイクルを機能させ、自殺対策の総合的な推進に取り組めます。

2 進行管理

「葉山町自殺対策庁内検討会議」において、計画の進捗状況や目標の達成状況について協議を行い、その結果を施策推進に反映していきます。計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、必要に応じて施策の見直しを行います。

3 施策の目標値

葉山町の自殺対策に関連する施策が実施され、計画の基本理念が浸透すること、及び目標を達成するための目安とする数値指標を設定しました。

<こころの健康づくり>

項目	数値指標（令和10年度）
教職員対象の人権研修会	年2回実施
教育相談に係わる連絡協議会への精神科医師の招聘	年3回実施
町職員へのメンタルヘルス研修	年1回実施

<生きることを支える支援>

項目	数値指標（令和１０年度）
小学校高学年対象「いのちの授業」	町内４校の小学校で毎年４回実施
学校生活アンケート	年２回以上実施
虐待予防講演会	年１回実施
ゲートキーパー養成講座	年１回以上実施
ミニデイサービス・サロン活動実施団体数	１９団体以上

<相談支援の充実>

項目	数値指標（令和１０年度）
法律相談	年３６回実施
人権相談	年１３回実施
司法書士相談	年１２回実施
消費生活相談	年６０回実施
健康栄養相談	年３６回以上実施

<関係機関の連携>

項目	数値指標（令和１０年度）
子ども育成課、児童相談所、 主任児童委員との定例会	月１回実施（年１２回）
子ども育成課、教育委員会との定例会	月１回実施（年１２回）
要保護児童対策協議会	年３回実施
スクールカウンセラー等連絡協議会	年３回以上実施
教育相談コーディネーター研修会	年６回以上実施
自立支援協議会（障害） 相談支援ネットワーク会議	月１回実施（年１２回）
民生委員児童委員協議会	月１回実施（年１２回）
福祉関係機関連絡会議 （福祉課、町民健康課、地域包括支援センター）	月１回実施（年１２回）

<自殺対策に対する普及啓発>

項目	数値指標（令和１０年度）
自殺対策講演会	年１回実施
広報葉山への特集掲載	年１回以上実施

参考資料

資料 1 自殺対策基本法（平成 18 年 6 月 21 日法律第 85 号）

資料 2 葉山町自殺対策計画策定委員会規則

資料 3 葉山町自殺対策策定委員会名簿

資料 4 葉山町自殺対策庁内検討会設置要綱

資料 5 相談窓口一覧

資料1 自殺対策基本法（平成18年6月21日法律第85号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する

労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告

書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第 17 条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第 18 条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第 20 条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第 21 条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第 22 条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第 23 条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- (2) 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第 24 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 7 条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成28年3月30日法律第11号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

資料2 葉山町自殺対策計画策定委員会規則

(平成30年葉山町規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）において市町村が定めるものとされた市町村自殺対策計画の策定に関する事項を審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医師

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 町職員

(5) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、計画策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

資料3 葉山町自殺対策計画策定委員会名簿

任期：令和5年6月1日から計画の策定終了まで（令和6年3月31日）

N0	所属機関等	所属機関及び職名	氏 名
1	医師 (規則第3条第1号)	湘南静養堂産業医事務所 代表	井上 雅人
2	学識経験者 (規則第3条第2号)	湘南精神保健福祉士事務所 所長	長見 英知
3	関係行政機関の職員 (規則第3条第3号)	鎌倉保健福祉事務所 保健予防課 主事	小野 真歩
4	関係行政機関の職員 (規則第3条第3号)	葉山警察署 生活安全課長	近藤 信明
5	その他町長が必要と 認めた者 (規則第3条第5号)	葉山町教育委員会 (教育指導員)	富樫 俊夫
6	学識経験者 (規則第3条第2号)	神奈川県司法書士会 横須賀支部 司法書士 (司法書士 鈴木事務所)	鈴木 祐之
7	その他町長が必要と 認めた者 (規則第3条第5号)	葉山町民生委員児童委員協議会 会長	萩原 幹子
8	その他町長が必要と 認めた者 (規則第3条第5号)	葉山町社会福祉協議会 事務局長	中野 徹

資料4 葉山町自殺対策庁内検討会議設置要綱

(平成30年6月27日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における自殺者の現状を把握し、その対策を円滑に推進するため、葉山町自殺対策庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する計画及び施策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策の情報収集及び連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検討会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、別表に掲げる課等の職員のうちから、当該課等の長が指名する。

2 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉課長を、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、検討会議の事務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員は、病気、公務その他の事由により会議に出席できない場合は、課等の長があらかじめ課等の職員の中から代理者を選定し、その代理者に職務を行わせることができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、委員長が検討会議の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

別表（第3条関係）

政策課	総務課	税務課	福祉課	子ども育成課	町民健康課	産業振興課	学校教育課
生涯学習課	消防本部						

資料5 <相談窓口一覧>

相談内容	相談窓口名称	電話番号
死にたくなるほどの つらい気持ちを 聞いてもらいたい時	横浜いのちの電話（相談専用）	045-335-4343
	川崎いのちの電話（相談専用）	044-733-4343
	いのちの電話 毎日 16：00～21：00 毎月10日 8：00～翌8：00	0120-783-556
	東京自殺防止センター（相談専用） 20:00～2:30(月は 22:30～,火は 17:00～)	03-5286-9090
こころやからだの 健康相談	葉山町 福祉課（精神保健）	046-876-1111(代)
	葉山町 町民健康課（健康相談）	046-876-1111(代)
	鎌倉保健福祉事務所 保健予防課	0467-24-3900(代)
	神奈川県精神保健福祉センター こころの電話相談	0120-939-289(24h) 0120-821-606 (平日 9～21 時)
こどもと家庭に関する 相談	葉山町 子ども育成課 (子ども相談ホットライン)	046-876-1135(直)
児童虐待やこども全般に 関する相談	鎌倉三浦地域児童相談所	046-828-7050(代)
	児童相談所虐待ダイヤル	1 8 9
	子ども家庭 110 番（中央児童相談所） 毎日 9：00～20：00	0466-84-7000
就学、家庭教育、いじめ、 不登校などの相談	葉山町 教育研究所	046-875-7296
	24 時間子ども SOS ダイヤル (24 時間 365 日)	0120-0-78310 0466-81-8111
	不登校ほっとライン (県立教育総合センター) 毎日 8：45～16：45	0466-81-0185
	<子ども専用> 人権・子どもホットライン 9：00～20：00	0466-84-1616
ひきこもり、不登校、 非行などの相談	神奈川県ひきこもり地域支援センター 火～日 9：00～16：00	045-242-8205
	かながわ子ども・若者総合相談センター 火～日 9：00～16：00	045-242-8201
	葉山町社会福祉協議会	046-875-9889

子どもの犯罪や非行問題、いじめ等の被害に関する相談	神奈川県警察 「少年相談・保護センター」	0120-45-7867 045-641-0045
	子ども安全 110 番	0120-604-415(24h)
女性の相談	葉山町 町民健康課	046-876-1111(代)
	鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課	0467-24-3900(代)
	県立女性相談所（女性電話相談室）	0570-550-594
高齢者の相談	葉山町 福祉課	046-876-1111(代)
	葉山町地域包括支援センター （堀内、長柄地区）	046-877-5324
	葉山町地域包括支援センター清寿苑 （木古庭、上山口、下山口地区）	046-878-8905
障害福祉の相談	葉山町 福祉課	046-876-1111(代)
	葉山町基幹相談支援センター	046-874-4300
生活、福祉の心配事など	葉山町社会福祉協議会	046-875-9889
多重債務・消費生活の トラブル	葉山町 町民健康課	046-876-1111(代)
	神奈川県弁護士会 横浜駅西口法律相談センター	045-620-8300
	神奈川県司法書士会 電話相談	045-641-1389
	かながわ中央消費生活センター	045-311-0999
労働問題について	労働相談（かながわ労働センター）	045-633-6110(代)
	働く人の「こころの耳電話相談」	0120-565-455
	労働条件相談ほっとライン	0120-811-610
中小企業の経営相談	葉山町商工会	046-875-2810(代)
犯罪、暴力、犯罪被害に 関する相談	葉山警察署 住民相談係	046-876-0110(代)
	かながわ犯罪被害者サポートステーション	045-311-4727
	かならいん(性犯罪、性暴力被害) 24 時間 365 日	# 8 8 9 1 045-322-7379
	法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル	0120-079714
配偶者やパートナーから の暴力に関する相談	女性のための DV 相談	0466-26-5550
	男性のための DV 相談	045-662-4530
自死遺族のための相談	自死遺族電話相談(水、木)13:30~16:30	045-821-6937
	エバーグリーンの集い（東京自殺防止センター）	03-3207-5040（案内）

裏表紙デザイン：町内障害福祉事業所利用者によるイラスト

葉山町
自殺対策計画

令和6年3月

発行 葉山町 福祉課 障害福祉係
〒240-0192
神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
電話 046-876-1111（代表）

計画の本編は葉山町ホームページで公表しています。
葉山町役場福祉課で配布又は閲覧することができます。



いきるを支える

令和6年3月  葉山町発行